平成２７年（フ）第３６７号
京都府八幡市八幡岸本21番地、前住所大阪府寝屋川市池田本町４番44号
破産者　竹岡真奈美
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４５１号
兵庫県芦屋市打出小槌町５番10―201号
破産者　後払いＳＥＯこと　今田　　寛
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４５２号
兵庫県芦屋市打出小槌町５番10―201号
破産者　今田　朗子
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５１号
兵庫県西宮市北名次町８番18―201号、前住所兵庫県西宮市下大市東町22番３―101号
破産者　ビッグフットこと　若村　俊次
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第８号
兵庫県宍粟市波賀町齋木773番地、事業所の所在地兵庫県宍粟市山崎町加生１―７
破産者　味の一平こと　菊元　伸悟
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第７５号
広島県福山市本庄町中４丁目５番11号
破産者　瀧宮　克行
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第８４号
香川県坂出市江尻町336番地
破産者　松本　章宏
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第７７号
長崎県長崎市伊良林２丁目15番４号　コーポ伊良林２―Ｄ、旧住所長崎県長崎市鍛冶屋町６番46号
破産者　髙嶋　康人
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７２号
宮崎市大字小松1478番地14　田村コーポ102号、前住所宮崎市大字有田365番地１
破産者　川﨑　信俊
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２０８号
茨城県稲敷郡阿見町大字若栗1351番地２　Ｋ．Ｋレジデンス若栗202号室
破産者　笠間　義晴
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２５号
茨城県土浦市中村南３丁目２番23号
破産者　髙野美千代
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１６０号
滋賀県野洲市辻町264番地
破産者　森　　景子（旧姓山本）
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８１号
宮城県塩竈市清水沢１丁目17番１号
破産者　内谷　秀一
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１９１号
富山市西荒屋125番地１　スカイスクエアＥ―２、前住所富山市羽根1229番地７　Ａ棟
破産者　藤村　雄二
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９２号
富山市西荒屋125番地１　スカイスクエアＥ―２、前住所富山市羽根1229番地７　Ａ棟
破産者　藤村　　瞳
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５８号
静岡県袋井市中新田434番地
破産者　浅山　秀樹
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２４３４号
大分市大津町３丁目４番３号　第２九信ビル201、従前の住所名古屋市瑞穂区新開町24番43号　平野ビル３－Ｆ号
破産者　上杉　展也
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０８１号
愛知県豊明市沓掛町中根48番地１
破産者　佐藤　博一
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部